

国土交通省新型インフルエンザ対策 行動計画について(概要)

<総論>

- 目的
新型インフルエンザが発生した場合の迅速かつ適切な対応の実施に資するため
- 対策の基本方針
 - ・社会・経済機能の破綻に至らせないために関係機関と協力して対策を講じる
 - ・海外発生した場合、国内発生した場合ごとに、あらかじめ計画を定めておく
- 計画の見直し
今後、社会機能維持業務についても検討し、計画に反映

<各論>

<発生前対策(備え)>

- 体制の確立

平 時(現状)

国土交通省新型インフルエンザ対策推進本部(H20.3省議決定)

- ・省議メンバーに加えて国土地理院長
- ・行動計画の決定、改定を行うための機関
- ・計画改定の必要がある場合開催

- 関係機関との連携
- 水際対策の備え
- 国内発生に備えた公共交通機関対策

<発生後(海外)対策の実施>

- 体制の確立

新型インフルエンザ発生時

国土交通省新型インフルエンザ対策本部

- ・事態に対応する関係部局の長
- ・事態への対応協議等を行うための機関
- ・事態に応じて開催

- 関係機関との連携
- 水際対策
- 省内職員への注意喚起等

<発生後(国内)対策の実施>

上記、<発生後(海外)対策>における対策に加え、以下の措置を追加

- 公共交通機関対策
- 大規模集会や興行施設等の活動の中止